



< FM 放送周波数割当計画（その 1） >

FM放送に関しても、限られた周波数を有効に使うため、公共の福祉に寄与しかつ多くのニーズに応えられる放送事業者に周波数を与えるため細かい周波数の配分計画を作ります。そして、割り当て可能な周波数の有無を判断するため、「超短波放送用周波数割当計画」が作られ、実際の免許申請者に対しては、この計画に合致していることが免許を与える条件としています。

「周波数割当計画」は、基本の方針と計画表からなっています。したがって、この中には混信の排除などの技術的な要素、NHKと一般放送事業者に対する周波数の配分なども含まれています。

この「周波数割当計画」は、他の放送メディア同様、総務省が事案を作成し、利害関係者に公表し、さらに、公聴会を開いて意見を聞き、電波監理審議会に諮問しその答申を得て決定するという手順が踏まれます。

FM放送の割り当ては、NHK先行形で推移しますが、これは、一般放送事業者からのFM局開設申請が東京地区、名古屋地区ならびに大阪地区に殺到し、免許付与の選別に多くの日時を要したことが原因と思われます。

次に「周波数割当計画」（チャンネルプラン）の流れを記します。

- 1957年(昭和32年)6月、NHKは郵政省に東京、大阪超短波（FM）放送実験局の免許申請を行いました。
- 1957年(昭和32年)12月、郵政省は上記2実験局に免許を与えました。同月、東京超短波（FM）放送実験局が千代田放送所からテレビ局のアンテナを共用して放送を開始しました。
- 1958年(昭和33年)3月、大阪超短波（FM）放送実験局が放送を開始しました。
- 1959年(昭和34年)3月、東京、大阪超短波（FM）放送実験局が10kWに増力しました。
- 1961年(昭和36年)3月、NHK、民間放送連盟（民放連）、電子機械

工業会、日本電波塔にて「FM 実験放送協議会」が設立されました。

- 1961年(昭和 36年)3月、郵政省は、FM 実験放送協議会に実験局の予備免許を与えました。この実験局は、1961年 10月から 1962年 3月の期間で、東京タワーでFM・テレビアンテナ共用時の混信問題等の実験調査を行いました。
- 1962年(昭和 37年)7月、(財)電波技術協会ステレオ委員会は、AM－FM方式ならびにFM－FM方式の 2方式のステレオ方式について野外実験を開始しました。(10月まで)
- 1962年(昭和 37年)9月、NHK広島ならびに福岡FM放送実験局が開局しました。(1kW)
- 1962年(昭和 37年)12月、NHK名古屋、仙台、札幌、熊本、松山各FM放送実験局が開局しました。(1kW)
- 1963年(昭和 38年)6月、電波技術審議会は、超短波(FM)放送に関する技術基準について最終答申を郵政大臣に提出しました。また、FMステレオ放送の方式を「AM－FM方式」を採用するよう答申しました。
- 1963年(昭和 38年)10月、郵政省は、「超短波放送の実用化試験局免許方針」を決定し、FM受信機の普及、番組の改善、技術開発の促進のため、NHKの既設 9局のほか実験局 17局(ステレオ放送)に予備免許を与えました。
- 1963年(昭和 38年)12月～翌年 4月、NHKの既設 9局は、相次いでFM放送実用化試験局として運用を開始するとともに、ステレオ放送に関しては実験局として実験を開始しました。
- 1964年(昭和 39年)5月、郵政省は、超短波(FM)放送の実用化試験局の免許方針を修正し、NHKの 2局を追加しました。
- 1968年(昭和 43年)1月、郵政省は、FM東海の実用化試験局(3月末で期限切れ)の再免許を拒否しました。翌月 2月、FM東海は東京地方裁判所に取り消し請求と執行停止の仮処分を申請しました。これよりFM東海局免許に関する紛争が始まります。
- 1968年(昭和 43年)7月、郵政省は、超短波(FM)放送局の開設に備え、送信の技術方式や放送局開設の根本的基準等関係規則を改正し施行しました。

- 1968年(昭和43年)9月、郵政大臣は、「中波(ラジオ)放送の外国電波混信対策として、将来、中波放送は大電力の広域放送とし、FM放送は県域放送として利用する。」と表明しました。
- 1968年(昭和43年)11月、郵政省は、1976年度を目途とする中波放送大電力化に関する基本的な考え方を発表しました。また「超短波放送用周波数の割当計画」(FMチャンネルプラン)をも決定しました。中波は広域放送、FMは県域放送とし次のように規定しました。① NHKは全国あまねく1系統のFM放送を行う。② 民放は、当面、東京、名古屋、大阪、福岡でFMの特性を生かした放送を行う。
- 1968年(昭和43年)12月、郵政省は、FM東海実験局に再免許を与えました。免許期限は1969年3月末でした。
- 1969年(昭和44年)1月、郵政省は、NHK FM放送局170局に予備免許を与えました。その後3月、本免許が与えられ本放送を開始しました。
- 1969年(昭和44年)3月、郵政省は、初の民間放送局のFM放送局として、愛知音楽放送、新大阪音楽放送、福岡エフエム音楽放送の3局に予備免許を与えました。また、FM東海の実験局免許を9月末まで延長しました。
- 1969年(昭和44年)10月、郵政省は、FM東海実験局に再免許を与えました。免許の有効期限は6ヶ月間でした。
- 1969年(昭和44年)12月、郵政省は、FM東海を吸収して発足するFM東京に予備免許を与えました。
- 1970年(昭和45年)4月、郵政省は、FM東海に5月15日までの期限で実験局再免許を与えました。
- 1970年(昭和45年)4月、郵政省は、超短波(FM)放送局エフエム東京に予備免許を与えました。
- 1970年(昭和45年)10月、NHK FM局が、千代田放送所から東京タワーに移転しました。
- 1971年(昭和46年)8月、NHK千葉FM放送局が開局し、全国FM放送網が完成しました。
- 1978年(昭和53年)3月、郵政大臣は記者会見で「FM放送は早急に開

放の方向で検討」「開放時には交通情報など専門の新局を設置」などと語りました。

- 1978年(昭和53年)6月、郵政大臣は ① FM局を各県に1局ずつ設置し ② 音声多重放送をステレオ放送と2カ国語放送の2つとするチャンネルプランを発表すると発言しました。
- 1978年(昭和53年)12月、郵政省は、北海道、宮城、静岡、広島の4地区に民放FM放送局各1局をはじめて設置するため、「超短波(FM)放送用周波数割当計画」(FMチャンネルプラン)を修正しました。
- 1981年(昭和56年)2月、郵政省は、エフエム愛媛に予備免許を与えました。民放FM局の予備免許はFM東京以来12年ぶりで、5番目の局になります。
- 1982年(昭和57年)5月、郵政省は、民放FM拡充問題で、1県1局を原則として、1～2年の間に全国的に置局できるよう周波数割り当てを行うことを明らかにしました。
- 1982年(昭和57年)10月、郵政省は、青森、横浜、京都など22地区に新たな民放FM局の周波数を割り当て、民放FM局の全国置局を推進しました。
- 1982年(昭和57年)12月、郵政省は、放送大学学園用にFMラジオ局用の周波数77.1MHzを割り当てました。(テレビの割り当ても同時実施)
- 1984年(昭和59年)10月、郵政省は、放送大学学園の東京FM放送局(77.1MHz)に免許を与えました。
- 1984年(昭和59年)10月、郵政省は、博覧会などの催しに臨時のFM放送局を設けることを認める「イベント用放送局の免許方針」を決定しました。
- 1992年(平成4年)1月、郵政省は、県域単位の放送局のほかに市区町村単位をエリアとするFM波による「コミュニティ放送局」の開設を認める方針を決定しました。
- 1992年(平成4年)12月、初のコミュニティ放送局として函館山ロープウェイ「FMいるか」が開局しました。
- 1995年(平成7年)1月、電波監理審議会は、外国語放送FM放送の東京、大阪での開設を認める答申を行いました。

- 1995年(平成7年)2月、電波監理審議会は、コミュニティ放送(FM)の出力規制の緩和を答申し、これまで出力の上限が1Wを10Wに変更することを認める答申をしました。
- 1995年(平成7年)2月、兵庫県庁にわが国初の臨時災害FM局「FM796 フェニックス」が設置され放送を開始しました。阪神大震災の被災者を対象に、ライフラインの復旧、交通・住宅・医療など生活関連情報を提供しました。
- 2013年(平成25年)9月、総務省は、「V-Low帯域等に関する周波数割り当ての基本方針」を公表し、「標準(中波)放送を行う放送局の放送区域」に規定する放送の法定電界強度を満たさない地点、または、電気雑音の影響や外国電波混信等により聴取が困難と判断される難聴地域が継続的に存在する場合や災害対策の必要性が認められる場合に「FM補間局」を開設することを認めることになりました。